

平成20年1月25日

半澤（半沢） 一宣 様

こちらは総務省東京行政評価事務所行政相談課です。

平成19年12月21日付文書で当所にご相談いただきました内容について、国土交通省関東運輸局鉄道部に照会したところ、次のとおり回答がありましたので、ご連絡いたします。

(国土交通省関東運輸局鉄道部からの回答)

- 1 半澤様からのご相談内容「私が関東運輸局に出した、平成19年11月7日付問い合わせ状の5～6ページ目に「IV.関東運輸局の見解を御教示いただきたい点」として記した3項目の疑問点について、鉄道工学上の問い合わせに対しては鉄道工学面での見解を明らかにするという形で国民への誠意を示して欲しい。」について

2007年11月7日付けで半澤一宣様よりお問い合わせのありました事項につきましては、いずれも踏切保安設備の制御に関する事項であるため、各事項ごとに回答するのではなく、総括して回答することが最も適当であると考え、半澤一宣様へ平成19年11月29日付けで当局の見解を回答しております。

なお、当該踏切を設置している東武鉄道㈱は、鉄道事業法第14条に基づく認定鉄道事業者であることから、同社の踏切保安設備に関しては、東武鉄道㈱自らが国に代わり、関係法令等への適合性を判断することとなっており、法令等に基づく当方への諸手続きが簡略化された手続きによることができることとなっております。さらに、踏切保安設備については、各鉄道事業者が線区ごとに運行形態、他の設備の状況等を考慮し、踏切の制御方法等を含めたシステムの検討がなされ、導入するものであります。

以上の状況を踏まえつつ、東武鉄道㈱をはじめ、当局の管轄内の各鉄道事業者等に対しては、日頃から法令等の遵守を指導しているところであり、今回のお問い合わせ内容につきましては、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に係る内容であることから、所管する業務の範囲内で当局の見解として回答したところと見なしております。このため、半澤様からいただきました、平成19年11月7日付問い合わせ状の5～6ページ目「IV.関東運輸局の見解を御教示いただきたい点」としていただいた3項目の疑問

点については、平成19年11月29日付けによる当局の回答以上のお答えはできませんのでご了承下さい。

また、半澤一宣様が問題視されている竹の塚踏切に係る「移動の自由」に関しては、東武鉄道(株)において、エレベーター付きの歩道橋を設置するなど、踏切通行者の利便性を考慮した取り組みを行っており、現在も同箇所の高架化に向けた協議を関係自治体等と行っていると聞いております。この取り組みに関しては半澤一宣様も足立区議会等を通じ、あらゆる働きかけ等を精力的に行われていることから、既にご承知のことと考え、回答には付しておりません。

- 2 半澤様からのご相談内容「関東運輸局（の責任者）が、今回の私からの問い合わせについて、鉄道工学の問題を法令遵守の問題に一方的にすりかえた理由や、それによって問題の本質を自らはぐらかそうとしたことを一体どう考えているのか。（国民に対して悪いことをしたと考えているのかどうかなど）」について

上記1のとおり、お問い合わせの内容について、当局で回答できる範囲内で回答させて頂いており、お問い合わせの内容及び回答はすり替えてはございません。

- 3 半澤様からのご要望「再回答はその内容に係る責任の所在がわかるよう担当者名を明記した書面にて、2008年1月31日（木曜日）までに行うよう」について

この問題につきましては、鉄道部全体として担当しており、所属部署に付して回答しておりますので、責任の所在は明らかであると考えております。このため、担当者の個人名を明記するのではなく、鉄道部としてご回答いたします。

総務省東京行政評価事務所  
行政相談課担当：甲能（こうの）  
0570-090110